

令和6年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八市監第416号

令和7年3月19日

八代市長 中村博生様

八代市議会議長 村川清則様

八代市監査委員 江崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 北 園 武 広

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、本指定管理者監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

○さかもと温泉センター株式会社

1	監査の基準.....	1
2	監査の種類.....	1
3	監査の対象.....	1
4	監査の着眼点.....	1
5	監査の実施内容.....	2
6	監査の実施場所及び日程.....	2
7	指定管理の概要.....	2
8	監査の結果.....	5
9	意見・要望.....	6
	参考資料.....	8

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年八代市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

3 監査の対象

（1）団体の名称 さかもと温泉センター株式会社

（2）所 管 課 坂本支所地域振興課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

（1）団体に関する事項

- ・ 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 各種報告は協定どおりなされているか。
- ・ 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ・ 指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・ 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
- ・ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ・ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況）
- ・ 経費節減は図られているか。
- ・ 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- ・ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ・ 施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・ 施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。
- ・ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

（2）所管課に関する事項

- ・ 施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ・ 本来、市が実施すべき修繕等を放置している、または、指定管理者の費用で実施させていないか。
- ・ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

令和3年度から令和5年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び所管課から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、センター長等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市役所本庁会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和7年2月3日から令和7年2月20日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市さかもと温泉センター	坂本町川嶽 1091 番地 敷地面積 5,077.88 m ² 延床面積 1,382.58 m ² 木造 2 階建 1 階 エントランスホール、浴室、家族風呂、娯楽室、レストランほか 2 階 休憩室、ゲームコーナー
八代市坂本憩いの家	坂本町鶴喰 893 番地 敷地面積 5,053.17 m ² 延床面積 348.72 m ² 木造 1 階建 ロビー、浴室、脱衣室、休憩室、事務室
八代市広域交流センターさかもと館	坂本町荒瀬 1239 番地 1 敷地面積 8,129 m ² 延床面積 1037.57 m ² 木造 1 階建 情報物産館、体験学習室、レストラン、大研修室、イベント交流施設ほか

(2) 対象団体の概要

令和6年4月1日現在

名 称	さかもと温泉センター株式会社
設 立 年 月 日	平成8年4月1日
所 在 地	熊本県八代市坂本町川嶽1091
資 本 金	8,645万円
株 式 等	発行済株式総数1,729株 八代市保有株数1,200株(出資比率69.4%)
役 員 ・ 職 員	代表取締役社長 福島 誠治 その他取締役4人 監査役2人 職員23人
設 立 の 目 的	公衆浴場・飲食店の経営、農産物・物品等の販売、会議・休憩施設の管理運営を営むことを目的とする。
主 な 事 業	・ 公衆浴場・飲食店の経営 ・ 農産物・物品等の販売 ・ 会議・休憩施設の管理運営

(3) 指定管理の状況

ア 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第5号に基づく公募によらない指定管理者の候補者の選定による。

イ 指定管理期間

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

指定管理期間		指定管理者	選定方法
第1期	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年)	さかもと温泉センター 株式会社	非公募
第2期	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで(2年)	さかもと温泉センター 株式会社	非公募
第3期	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで(3年)	さかもと温泉センター 株式会社	公募
第4期	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年)	さかもと温泉センター 株式会社	公募
第5期	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年)	さかもと温泉センター 株式会社	非公募

ウ 指定管理料

令和3年度	令和4年度	令和5年度
38,996千円	38,996千円	38,944千円

※ 利用料金制採用

8 監査の結果

坂本町の観光振興施設3施設の指定管理事務について、さかもと温泉センター株式会社にあつては施設の管理運営に関する業務において、所管課にあつてはさかもと温泉センター株式会社に対する指定管理業務の指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

協定書等において、指定管理者に履行を義務付けているもののうち、次のように履行が不適切なものや、不十分なものが見受けられた。

- ① 翌年度の事業計画書の内容が不十分であり、協定に定めた記載事項が満たされていなかった。
- ② 毎月の業務報告の内容が不十分であり、協定に定めた報告事項が満たされていなかった。
- ③ 毎事業年度終了後に提出することを規定してある事業報告書が確認できなかった。
- ④ 管理業務の進捗状況に関する報告書が提出されていなかった。
- ⑤ 利用者アンケート等を実施し、その結果及び業務改善の状況等を報告するよう規定されているが、規定どおりに行われていなかった。
- ⑥ 利用料金の額の変更をしようとするときは、利用料金の額を変更しようとする日の30日前までに、あらかじめ市の承認を得ることが規定されているが、規定どおりに行われていなかった。
- ⑦ 自主事業の実施については、指定管理業務の実施を妨げない限度において実施することができると規定されており、あらかじめ自主事業実施承認申請書により市に申請し承認を得ることが規定されているが、規定どおりに行われていなかった。

指定管理者の指定の法令上の位置付けは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。

(2) 所管課に関する指摘事項

協定書に記載された内容について、以下のような不適切な取扱いがあった。

- ① 再委託の申請において、承認書の交付が行われていなかった。
- ② 毎事業年度終了後30日以内に提出すべき事業報告書の提出確認が行われていなかった。
- ③ 利用者のアンケートの結果及び業務改善の状況等について報告を求めていなかった。

- ④ 支払計画書に基づき委託料の支払が行われていなかった。
- ⑤ 利用料金等の変更申請について変更しようとする日の30日前までに承認が行われていなかった。
- ⑥ 自主事業の実施について承認の手続が行われていなかった。

指定管理業務について、協定書の内容について再度確認を行い、不備がある場合は指定管理者に必要な手続の指導を行い、協定に基づき業務を行うようにしていただきたい。

9 意見・要望

八代市さかもと温泉センター外2施設については、平成18年度の指定管理制度の導入以来、さかもと温泉センター株式会社を指定管理者として、施設の管理及び運営が行われてきたところである。

施設の利用状況については、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、いずれの施設も令和2年7月豪雨災害以前の利用者数には戻っていない。

ア 指定管理者の業務について

管理及び運営に関する業務において、条例や協定書等に基づかない事例が散見された。

年間の事業計画、毎月の業務報告、年度末の事業報告などの市への報告に当たっては、その報告内容を再確認し、指定管理者の業務として何をなすべきなのかを明確化した上で、協定書を遵守し、指定管理業務を行っていただきたい。また、会計業務においては、有名無実化している経理規程を見直し、効率的運営に努めていただきたい。

イ 所管課の業務について

所管課においては、指定管理業務に関する報告書確認や指導等が不足している部分が見られた。指定管理施設の関係条例や協定書等が遵守されているか確認を行い、必要に応じて指導や助言を行うようにしていただきたい。また、指定管理業務について「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル」に基づき、適切な評価・検証を行っていただきたい。

ウ 指定管理料の積算について

指定管理料の積算において、施設管理経費から利用料収入を差し引いた差額を委託料として算定してあるが、この利用料収入が直近の実績を基に算出されていた。このような算定方法をとると、条例で定めた使用料より減額して利用料金を設定した場合や、自主事業により利用料金を減額して徴収した場合の負担を指定管理者が負うのではなく、市からの委託料をもって補填しているように捉えられかねない。

また、指定管理者が行う自主事業により得た収入の一定割合を、施設管理経費から控除する利用料収入に含めて計上してあるが、自主事業は指定管理者が自らの責任と経費において実施するものである以上、この収入を控除することで、指定管理者の意欲の低下を招くことが懸念される。

総務省が示す先進事例においては、指定管理者の指定の議決後に締結する基本協定書とは別に、指定管理料を定める実施協定書を毎年度締結することにより、人件費や燃料費などの施設運営に関する社会情勢の変化に柔軟に対応し、施設の安全性やサービス水準を維持するための、適切な予算を確保する仕組みを講じている団体もあるようである。

「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するという指定管理者制度の目的の実現に適う指定管理料の設定に努めていただきたい。

今後、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者の増加を図り、さかもと温泉センター株式会社においては、経費削減に努め、所管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるように同社と緊密な連携を図り、適切な指導、助言を行うとともに、施設を地域活性化の資源として活用できるような取組を進めていただきたい。

参考資料

【施設利用者数及び使用料収入の状況】

(単位：人、円)

施設名	利用状況	令和3年度	令和4年度			令和5年度		
				前年増減	前年比		前年増減	前年比
さかもと温泉センター	利用者数	22,793	28,314	5,521	124%	29,486	1,172	104%
	利用料収入	7,956,600	10,148,390	2,191,790	128%	10,564,120	415,730	104%
坂本憩いの家	利用者数	10,946	13,652	2,706	125%	14,292	640	105%
	利用料収入	2,282,490	2,955,640	673,150	129%	2,942,340	△ 13,300	100%
広域交流センター さかもと館	利用者数	21,528	24,283	2,755	113%	18,874	△ 5,409	78%
	利用料収入	0	0	0	—	0	0	—
3施設合計	利用者数	55,267	66,249	10,982	120%	62,652	△ 3,597	95%
	利用料収入	10,239,090	13,104,030	2,864,940	128%	13,506,460	402,430	103%

【収支の状況】

(単位：円)

収入額	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用料（入浴料・使用料）	10,239,090	13,104,030	13,506,460
指定管理委託料	38,996,000	38,996,000	38,955,660
食堂・売店収入	22,525,533	26,359,207	23,445,057
その他	16,020,880	3,586,814	11,242,453
合 計	87,781,503	82,046,051	87,149,630

支出額	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	35,241,169	38,061,636	39,424,555
仕入れ	10,365,557	11,947,147	10,872,318
光熱水費（水道光熱費・燃料費）	26,483,462	30,221,499	29,063,850
通信運搬費	776,707	897,618	809,990
施設管理諸費（警備委託ほか）	3,226,743	3,245,115	3,405,737
修繕費	1,102,519	342,452	420,370
消耗品	2,420,637	1,693,088	1,673,025
租税公課	2,288,060	2,572,200	2,627,030
その他	7,113,853	6,940,731	5,622,447
合 計	89,018,707	95,921,486	93,919,322

収 支 額	△ 1,237,204	△ 13,875,435	△ 6,769,692
-------	-------------	--------------	-------------